

摂津市議会

議会運営委員会記録

平成20年2月19日

議会事務局

議 会 運 営 委 員 会 記 録

1. 会議日時

平成20年2月19日(火) 午前10時 開会
午前10時31分 閉会

1. 場所

第一委員会室

1. 出席委員

委員長	村上英明	副委員長	川口純子	委員	森西正
委員	原田平	委員	野原修	委員	三宅秀明
議長	藤浦雅彦	副議長	野口博		

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

副市長 小野吉孝 総務部長 奥村良夫

1. 出席した議会事務局職員

事務局長	岸本文夫	同局次長	野杵雄三	同局次長代理	日垣智之
同局主査	中井真穂	同局書記	杉本徹	同局書記	湯原正治

1. 案件

平成20年第1回定例会審議日程及び議事日程について

(午前10時 開会)

○村上委員長 ただ今から議会運営委員会を開会します。まず、理事者からあいさつを受けることにします。副市長。

○小野副市長 本日は、皆様方におかれましては、年度末を控えまして公私共にお忙しい中、議会運営委員会を開催賜りましてありがとうございます。来る22日から開催予定の平成20年第1回定例会におきましては、予算案件14件、条例案件21件、人事案件3件、その他5件の合計43件の議案提案を予定いたしております。案件の概要につきましては、総務部長より説明いたさせます。少し時間をいただきますが、よろしく願いたします。

○村上委員長 あいさつが終わりました。

本日の委員会記録署名委員は、三宅委員を指名します。

それでは、第1回定例会の提出議案について概略説明をお願いします。

総務部長。

○奥村総務部長 それでは、第1回定例会に上程いたします議案の概略について説明申し上げます。議案第1号から議案第9号までは、各会計の平成20年度当初予算でございます。お手元に配布させていただいております資料に基づきまして説明させていただきます。

まず、議案第1号は、平成20年度摂津市一般会計予算でございますが、歳入歳出総額は当初予算額333億3,386万円となり、平成19年度当初予算額305億2,799万円と比べて、28億587万円、9.2%増の予算となっております。次ページの一般会計予算総括表で歳入の前年度比較、歳出で款別及び性質別での前年度比較をしておりますので、ご参照願います。

次に、各特別会計の当初予算でござい

ます。表の中段以降に記載しております議案第2号、平成20年度摂津市水道事業会計予算では、収益的収入は25億9,341万円となり、対前年度4,212万1,000円の減額、1.6%の減となります。次に収益的支出は22億4,669万2,000円で、対前年度6,027万3,000円の減額、2.6%の減となっております。

次に資本的収入は5億6,145万円となり、前年度と比較しまして5億円の増額となり、813.7%の大幅な伸びとなっております。一方、資本的支出では11億4,797万5,000円を計上し、対前年度3億6,437万8,000円の増額、46.5%増となっております。この結果、それぞれの収入額

(1) プラス(3)では、31億5,486万円となり、対前年度4億5,787万9,000円の増、17.0%の増となっております。その下段の支出合計(2) プラス(4)では、33億9,466万7,000円となり、対前年度3億410万5,000円の増、9.8%の増となっております。

続きまして、上から5段目の議案第3号、平成20年度摂津市国民健康保険特別会計予算の当初予算額は、92億9,416万6,000円であり、対前年度比では2億1,702万7,000円の減額、2.3%減となっております。

次の議案第4号、平成20年度摂津市老人保健医療特別会計予算では、当初予算6億9,417万7,000円となり、対前年度比42億37万7,000円の減、85.8%の大幅な減となっております。これは、後で説明いたします後期高齢者医療特別会計創設によるものであります。

続きまして、議案第5号、平成20年

度摂津市財産区財産特別会計予算では、当初予算14億7,269万3,000円は、対前年度比3,038万3,000円、2.1%増の予算となっております。

議案第6号、平成20年度摂津市公共下水道事業特別会計予算では、当初予算額58億5,927万1,000円であり、対前年度比7,583万7,000円の増、1.3%増となっております。

議案第7号、平成20年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計予算では、当初予算額3,467万円となり、対前年度比では52万8,000円の減額、1.5%減となっております。

次の議案第8号、平成20年度摂津市介護保険特別会計予算では、当初予算額33億3,406万4,000円となり、対前年度比1億3,895万7,000円の増、増減率は4.3%増となっております。

議案第9号は、平成20年度から特別会計を設置いたします平成20年度摂津市後期高齢者医療特別会計予算でございます。当初予算額6億2,034万3,000円を計上いたしております。

続きまして、議案第10号から議案第14号までは、平成19年度の各会計の補正予算となっております。年度末を控え、決算を見込みながら予算執行後の不用額の整理のほか、一部、増額補正を行い予算調整を図っております。各会計の補正状況は3枚目に平成19年度摂津市3月補正予算総括表としてまとめております。

先ず、はじめに議案第10号は、平成19年度摂津市一般会計補正予算第5号でございます。1億9,216万5,000円の増額補正を行い、補正後予算額は310億506万6,000円といた

すものであります。次の議案第11号、平成19年度摂津市水道事業会計補正予算第4号は中段より下に記載しておりますように、収益的収入では6,671万5,000円の減額補正、収益的支出においても1,416万8,000円の減額補正、資本的支出では8,403万4,000円の減額補正となっております。その結果、収入合計では6,671万5,000円減の補正、補正後額26億3,026万6,000円となります。支出合計でも9,820万2,000円の減額となり、補正後額37億643万3,000円となります。

次の議案第12号は、平成19年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算第5号で、上から4段目に記載しております。5,744万円の減額補正を行い、補正後額98億3,466万4,000円といたすものであります。

続きまして、議案第13号、平成19年度摂津市公共下水道事業特別会計補正予算第6号でございます。1億1,176万1,000円の減額補正を行い、補正後額66億2,096万6,000円といたすものであります。議案第14号、平成19年度摂津市介護保険特別会計補正予算第4号は、24万7,000円の減額補正を行い、補正後額32億6,230万4,000円といたすものでございます。

議案第15号から議案第17号までは人事案件でございます。先ず、議案第15号は教育委員会委員の任命について同意を求めるものであります。教育委員会委員の小川道雄氏の任期が平成20年3月7日で満了となります。そこで、後任として、大矢優子氏に就任をお願いするもので、議会の同意を求めるものでございます。次の議案第16号も教育委員会

委員の任命について同意を求める件でございます。現在、委員として就任していただいております、新庄慶昭氏が平成20年3月31日に任期が満了いたしますが、引き続き就任をお願いいたしますものであります。議案第17号は、固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件でございます。固定資産評価審査委員会委員の玉井敬尚氏が、平成20年4月21日で任期満了となりますが、引き続き同氏に就任をお願いいたし、議会の同意を求めるものでございます。

議案第18号は市道路線認定の件でございます。香露園27号線他27路線の路線認定であり、総延長1,216.4メートルの認定となっております、また、次の議案第19号の市道路線廃止の件は、鶴野13号線他3路線の路線廃止であり、総延長331メートルの廃止となっております。

議案第20号、動産取得に関する件でございますが、これは、平成20年度に更新いたします、はしご付消防ポンプ自動車購入の契約締結の議案を上程しております。

契約の方法、随意契約、契約金額1億8,795万円、契約の相手方、株式会社モリタ大阪支店、支店長平田隆吉氏となっております。

次の議案第21号都市公園を設置すべき区域の決定の件でございますが、公園の名称、(仮称)千里丘公園、公園の区域、摂津市千里丘4丁目346番3の一部、公園の面積、約1.1ha、公園の種別、都市公園でございます。これは、吹田操車場跡地に都市公園を設置するため、区域設定について議会の承認をいただくものであります。次の議案第22号の都市公園の新設に関する直接施行の同意の件は、同公園の新設に関する工事を

本市に代わり独立行政法人都市再生機構が施工することに同意するにあたり、議会の議決をいただくものであります。

議案第23号の摂津市立スポーツセンター条例制定の件は、平成20年4月からそれぞれ統合されます三宅、味舌小学校の体育館を、平成20年5月以降、みやけスポーツセンター、味舌スポーツセンターとして位置づけ市民に開放するものであり、平成20年5月1日からの施行としております。

議案第24号は摂津市後期高齢者医療に関する条例制定の件でございます。これは平成20年4月から実施されます75歳以上の後期高齢者を対象とした医療制度に関して、市が実施する事務のうち、法令や広域連合条例に規定されていない事項について市の条例で定めるものであります。平成20年4月1日からの施行としております。

議案第25号摂津市犯罪被害者等支援条例制定の件ですが、これは平成16年に制定されました犯罪被害者等基本法の趣旨にのっとり、本市の犯罪被害者等の支援施策の基本条例として、基本理念、市の責務、市民及び事業者の責務、相談及び情報提供、見舞金の支給、日常生活の支援、家賃等の助成、雇用の安定といった支援施策を市が行うことについて規定しております。施行期日は平成20年7月1日からとしております。

議案第26号の摂津市犯罪被害者等見舞金の支給に関する条例制定の件ですが、先ほどの議案第25号とのセット条例であります。犯罪行為により不慮の死を遂げた者の遺族、又は傷害を受けた者に対し見舞金を支給するものであり、遺族見舞金30万円、傷害見舞金10万円としております。この条例は平成20年7月1日からの施行としております。

次の議案第27号摂津市災害見舞金の支給に関する条例制定の件は、議案第26号の摂津市犯罪被害者等見舞金の支給に関する条例との整合を図るため全面改正するものであります。条例の題名、摂津市災害見舞金等支給条例を摂津市災害見舞金の支給に関する条例に変更し、交通事故、犯罪行為、消防・水防作業事故による身体障害を条例の対象から削除します。また、災害見舞金を傷害見舞金と住宅被害見舞金に、災害弔慰金を遺族見舞金に名称変更し、遺族見舞金の上限額を20万円から30万円に、傷害見舞金最高額3万円を10万円にそれぞれ改定いたします。住宅被害見舞金についても全壊・全焼の場合5万円から10万円に、半壊・半焼・床上浸水の場合3万円から5万円に改めます。施行は平成20年7月1日からとしております。

次の議案第28号は摂津市消防団条例制定の件でございます。これは費用弁償の額を火災現場への出動1回につき2,000円を3,000円に、訓練参加の場合1,300円を2,000円等に改正し、また消防団員の任用、服務その他身分取扱いに関する事項について条文の整備を行い、消防団に関する基本条例としての充実を図るため全部改正してしております。平成20年4月1日からの施行としております。

議案第29号摂津市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例の一部を改正する条例制定の件ですが、これは公職選挙法の改正によるものであります。既に制定されている摂津市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例、摂津市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの公営に関する条例の2つを合わせて1つの

条例として整備いたします。題名を摂津市の議会議員及び摂津市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に改め、選挙運動用ビラについては市長選挙のみ対象で、限度内の作成費用を公費負担する制度を新設いたします。この条例は公布の日からの施行としております。

続きまして議案第30号は摂津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。これは、職員の年次有給休暇付与の単位となる1年を暦年1月1日から12月31日までを4月1日から翌年3月31日までの年度に変更いたします。平成20年4月1日からの施行とします。

議案第31号摂津市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例制定の件についてですが、これは地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴うものであります。部分休業の対象となる子の年齢を3歳未満から小学校に入学するまでに引き上げられます。また、育児休業中の勤務時間の換算率を2分の1から100分の100以下に改められます。この条例は公布の日からの施行としております。

議案第32号摂津市職員の修学部分休業に関する条例及び摂津市立自転車駐車場条例の一部を改正する条例制定の件は、学校教育法の改正に伴うもので、法律において学校種の規定順が変更されたことにより条ずれが生じたため、整備するものであります。施行は公布の日からとしております。

議案第33号の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件は、母子自立支援員を一般職の非常勤職員に位置づけるため改正するものであります。平成20年4月1日からの施行としており

ます。

議案第34号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございますが、一般職職員の住居手当額の変更では、借家に係る一律加算額4,000円を2,000円に、また持ち家分についても世帯主6,000円を3,000円に、その他5,000円を2,000円にそれぞれ減額し、勤勉手当の支給割合を100分の77.5から100分の75に変更いたします。この改正条例は平成20年4月1日からの施行としております。

議案第35号の摂津市職員の管理職手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件では、手当額の改正を行います。部長月額50,000円を80,000円に、次長月額38,000円を65,000円に、課長月額33,000円を55,000円に変更するとともに、ライン職とスタッフ職を区別して各級において手当額で5,000円の差を設けております。施行日は平成20年4月1日からとしております。

次に議案第36号の行政財産の使用料の徴収に関する条例の一部を改正する条例制定の件ですが、地方自治法の改正に伴い、条ずれの解消を図るとともに、使用料の納付時期の規定、使用料の還付をしない規定を加え、減免基準を整備いたします。平成20年4月1日からの施行としております。

議案第37号摂津市特別会計条例の一部を改正する条例制定の件は、老人保健法の改正に伴い、摂津市後期高齢者医療特別会計を新設するため改正いたします。平成20年度予算からの特別会計となります。

議案第38号摂津市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制

定の件は、乳幼児医療費の助成対象年齢を引き上げます。5歳児未満から6歳に達する日以後の最初の3月31日までの小学校就学前まで引き上げます。施行日は平成20年4月1日からとしております。

議案第39号の摂津市老人医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例制定の件は、老人保健法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の改正によるものであります。平成20年4月から老人保健法が高齢者の医療の確保に関する法律に改正され、老人保健制度に代わり後期高齢者医療制度が創設されることとなります。これに伴い、市の老人医療費の助成制度を改めるものであり、帰国者については法律により医療助成が行われるため、本条例の対象外とするものであります。なお、受診1回につき500円の受診者自己負担を2回までとし、3回以降の受診分は全額公費負担といたします。また、附則でひとり親家庭の医療費の助成に関する条例、身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例を一部改正してしております。施行日は平成20年4月1日からとしております。

議案第40号摂津市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件は、国民健康保険法等の改正により、後期高齢者医療を支援するため一般被保険者に課す保険料の算定方法の変更や国保料の軽減措置、また前納報償金の廃止、口座振替奨励金の廃止、葬祭費の額の改定等を行っております。なお、施行期日は平成20年4月1日からとしております。

議案第41号は摂津市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。これは介護保険法施行令の一部改正に伴い、保険料の

激変緩和措置を平成20年度においても講じるため、保険料率の特例を定めるものであります。平成20年4月1日からの施行としております。

議案第42号摂津市企業誘致条例の一部を改正する条例制定の件は、総務省告示の日本標準産業分類の産業に関する分類の名称及び分類表が改正されたことに伴い改正するものであります。

議案第43号摂津市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定の件でございますが、これは日本郵政公社の民営化に伴う郵便差出箱の占用料等に係る規定及び民間事業者による信書の送達に関する法律の制定等により信書便差出箱の占用料等に係る規定を整備する他、歩道等において自転車等駐輪器具の占用が認められることになったため、占用料の規定を整備するものであります。施行日は平成20年4月1日からとしております。

以上、提出案件の概略説明をさせていただきました。

なお、平成20年4月には、保健福祉部で一部機構改革を行います。その内容として、現在の福祉総務課・高齢者障害者福祉課の2課を地域福祉課・生活支援課・障害福祉課の3課に分割、統合されます。

現在の福祉総務課庶務係と高齢者障害者福祉課の高齢福祉係が地域福祉課庶務係と高齢福祉係に引き継がれ、福祉総務課の保護係が生活支援課に、高齢者障害者福祉課の障害福祉係が障害福祉課と、それぞれ単独課となり、市民に分かりやすい窓口体制の構築と事務の効率化に努めて参ります。このようなことから、平成20年度摂津市一般会計当初予算書の歳入歳出の説明欄では、新課名表示とさせていただきます。

今回、特に議案件数も多く、お手を

おかけいたしますが、どうかよろしくお願い致します。

○村上委員長 説明が終わりました。

この際、何か質問があればお受けします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村上委員長 質問がないようですので理事者の皆さんは退席いただいて結構です。

暫時休憩します。

(午前10時25分 休憩)

(午前10時27分 再開)

○村上委員長 議会運営委員会を再開します。

それでは、第1回定例会の審議日程及び議事日程について、事務局から説明をお願いします。中井主査。

○中井事務局主査 平成20年第1回定例会の審議日程案等について説明いたします。

まず、会期は、2月22日から3月28日までの36日間でございます。

審議日程につきましては、本会議初日の2月22日は、平成20年度市政運営の基本方針と、付託案件についての提案理由の説明、そして即決案件の審議でございます。

また、この日の午後5時15分が議会議案の届出締切でございます。

2月27日の正午が代表質問の届出締切でございます。

3月6日の本会議では、付託案件に対する質疑、委員会付託の後、7日にかけての2日間が代表質問でございます。

10日は建設及び民生常任委員会、11日が総務及び文教常任委員会でございます。12日及び14日が常任委員会の予備日、17日が駅前等再開発特別委員会でございます。

19日の正午が一般質問の届出締切で

ございます。

25日が議会運営委員会、28日は本会議で、一般質問に続き、休会分の委員長報告、採決の後、議会議案の審議となっております。

また、この日の本会議終了後開催いただく議会運営委員会は、次の定例会の審議日程の仮決定をお願いするものでございます。

以上が審議日程案でございます。

続きまして、2ページからの議事日程について説明いたします。

まず、2月22日につきましては、日程1、会期決定ののち、日程2が平成20年度の市政運営の基本方針でございます。

日程3が、議選第1号、淀川右岸水防事務組合議会議員の選挙で指名推選で当選人を決定します。

日程4が、議案第15号から第17号の教育委員会委員の任命同意と固定資産評価審査委員会委員の選任同意で、先ほどの協議会での態度表明をもとに、議案第15号及び議案第17号については一括簡易採決、議案第16号については起立採決と備考欄に記載いたします。

日程5は、議案第1号、平成20年度一般会計予算など付託案件の37件で、一括して提案理由の説明を受けていただきます。なお、質疑は後日となります。

日程6、議案第18号、市道路線認定の件、日程7、議案第19号、市道路線廃止の件及び、日程8、議案第20号、動産取得に関する件は、1件ずつ上程のうえ、それぞれ即決でございます。

3月6日は、日程1が、議案第1号、平成20年度一般会計予算など付託案件の37件で、質疑ののち、所管の委員会に付託となります。

日程2が、代表質問でございます。

7日も代表質問でございます。

最終日、28日の議事日程は、日程1、一般質問ののち、日程2が、議案第1号、平成20年度一般会計予算など付託案件の37件で、委員長報告、採決となります。

以上が議事日程でございます。

次に、議案付託表につきましては、ご覧のとおり、総務、建設、文教、民生の各常任委員会と議会運営委員会、駅前等再開特別委員会で審査いただく案件で、そのうち議案第32号、摂津市職員の修学部分休業に関する条例及び摂津市立自転車駐車場条例の一部改正については、職員の修学部分休業に関する条例が総務常任委員会、自転車駐車場条例が建設常任委員会に分割付託となります。

最後の所管別分割表につきましては、議案第1号、平成20年度一般会計予算及び、議案第10号、平成19年度一般会計補正予算の各常任委員会と議会運営委員会、特別委員会で審査いただく内容でございます。

以上、事務局案の説明といたします。
○村上委員長 ただいまの説明のとおりで、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○村上委員長 それでは、そのように決定します。

報告事項がありますので、事務局から説明をお願いします。中井主査。

○中井事務局主査 2月22日の市長の平成20年度市政運営の基本方針に関する説明の時に、例年どおり写真撮影を行いたいとの申し出があります。

また、3月6日、7日の代表質問時に質問議員の写真を撮影しますので、よろしく願いいたします。

○村上委員長 以上で、本委員会を閉会します。

(午前10時32分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により
署名する。

議会運営委員長 村上英明

議会運営委員 三宅秀明